

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和元年度）

住 所 山口県下関市羽山町3番3号

事業者名 サンデン交通株式会社
代表者名 取締役社長 河内 秀夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ノンステップバスを14台導入する。(内、新車4台)	計画通り実施

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員から安全に関する情報等の収集と関係機関への要望	・旅客のスムーズな乗降に支障がある、道路やバス停上屋等に関する情報を定期的に収集し、関係機関へ継続的に要望をしていく。	毎月各営業所で行う安全対策会議で実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者乗り方教室の実施	・継続的に自治体と連携し老人会等での乗り方教室の実施。	R1.10.8彦島西山町老人会で高齢者バス乗り方教室を実施

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員のバリアフリーに対する意識向上	・乗務員を対象とした高齢者疑似体験セット・車椅子を用いた教育の実施。	R2.2.6 R2.3.4北浦営業所 R2.2.10 R2.3.2小月営業所にて実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

メールや電話で寄せられる利用者の意見・要望を情報処理簿等で社内共有し取組の改善に活用した。高齢者乗り方教室を啓発活動により実施団体の拡大に取組んだ。
--

(3) その他

R1.12.2 高速道路を経由する路線で2列目2席（ドア側）を「優先席」とした。
--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数				計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの	計		うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	
															計
前年度車 両数	221	149	136	13	0	0	0	72	72	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	14	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	16	2	1	1	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	
年度末車 両数	219	161	149	12	0	0	0	58	58	0	0	0	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。